

監査結果に係る措置通知書

市民局

(20年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

1 補助金

今回の監査対象である補助金の平成19年度における支出状況は以下のとおりである。

出資団体	No.	補助事業名	補助確定額(千円)
(財) 仙台フィルハーモニー管弦楽団	⑨	仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助金	312,262

(1)公益上の必要性

地方自治法第232条の2により、補助金は「公益上必要がある場合」において交付することができることとされている。「公益上必要がある場合」について、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」(昭和28年6月29日行政実例)とされている。

現状の問題点

以下の補助金については公益上の必要性が不明確であると判断した。

それぞれの補助事業等の経費の内容とこれに対する監査人の判断は以下のとおりである。

【監査の結果】

⑨ 仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助金
補助事業等の経費の内容

当該補助金の交付要綱において、補助対象経費として、

- 一 楽団員の給与、自主公演に係る出演料等
- 二 事務局職員のうち、本市退職職員および本市派遣職員の給与等
- 三 その他市長が認める経費

本市退職職員および本市派遣職員の人件費を補助対象経費として特定する扱いを改めることとし、平成21年3月17日に財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団補助金交付要綱を改正した。
なお、平成20年度以降、(財)仙台フィルハーモニー管弦楽団への本市職員の派遣は行っていない。

改正前	改正後
(補助対象経費) 第3条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。	(補助対象経費) 第3条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。
一 楽団員の給与、福利厚生費および自主公演に係る出演料その他の運営に要する経費	一 楽団員等の給与、福利厚生費および自主公演に係る出演料その他の運営に要する経費
二 事務局職員のうち、本市退職職員および本市派遣職員の給与、福利厚生費	二 その他市長が認める経費
三 その他市長が認める経費	
(補助金の額) 第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。	(補助金の額) 第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。
一 前条第1号に係る年間300,000千円経費	一 前条第1号に係る年間320,000千円以内で、本市が予算の範囲内で定める額
二 前条第2号に係る全額経費	
三 前条第3号に係る補助事業を遂行するため必要と認められる額	二 前条第2号に係る補助事業を遂行するため必要と認められる額

を規定しており、当該経費相当額を補助金として支出している。

監査人の判断

当団体の事務局職員にはプロパー職員がいることから、事務局に係る補助対象経費を市派遣職員・OB 職員のみ限定する根拠が不明確である。

「本市退職職員および本市派遣職員」であることと補助事業等に直接の関連性は認められず、「本市退職職員および本市派遣職員」であることのみをもって公益上の必要性を認めるのは不合理である。